

ecobuy 加盟店規約

第1章 総則

(総則)

- 第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が「ecobuy」の名称で運営する、食品ロス削減促進を目的としたポイントプログラム(以下「ecobuy」といいます。)に参加する加盟店と当社との間の契約条件を定めるものです。
2. 加盟店は、本規約のほか、当社が別途定めるマニュアル等を遵守するとともに、当社が定める一般消費者向けの規約である「ecobuy 会員規約」の内容を理解のうえ、ecobuy に参加するものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

- (1) 「ecobuy」
当社が別途定める「ecobuy 会員規約」に基づき提供する食品ロス削減を目的としたポイントプログラムをいいます。
- (2) 「加盟店」
ecobuy に加盟することを希望し、当社により、当社所定の基準に従い ecobuy への加盟を認定された者をいいます。
- (3) 「加盟店契約」
本規約に基づく当社と加盟店との間の契約をいいます。
- (4) 「ecobuy ポイント」
当社が別途定める「ecobuy 会員規約」に基づき、会員に進呈されるポイントをいいます。
- (5) 「会員」
「ecobuy 会員規約」に同意し、ecobuy に参加する ecobuy 会員をいいます。
- (6) 「ポイント進呈サービス」
会員が参加店舗で商品の購入を実施し、且つ ecobuy アプリにて申請行為を行い承認された場合に、ecobuy ポイントを進呈するサービスをいいます。
- (7) 「ポイント変換サービス」
会員が保持している ecobuy ポイントの全部または一部を、他社ポイント等に変換するサービスをいいます。
- (8) 「フランチャイジー」
加盟店との間でフランチャイズ契約を締結した者をいいます
- (9) 「参加店舗」
加盟店又はフランチャイジーが運営し、ecobuy を実施する店舗をいいます。
- (10) 「進呈対象取引」
参加店舗におけるポイント進呈サービスの対象となる取引をいいます。
- (11) 「進呈対象商品」
参加店舗におけるポイント進呈サービスの対象となる商品及びサービスをいいます。
- (12) 「商品」
参加店舗にて取り扱う商品をいいます。
- (13) 「ecobuy 運用マニュアル」
加盟店における ecobuy への加盟にあたっての運用等の詳細を定めた、別途当社が加盟店に交付又は提示するマニュアル類の総称をいい、ecobuy 運用マニュアルは本規約及び加盟店契約の内容の一部を構成するものとします。
- (14) 「ecobuy システム」
ecobuy の提供のために当社が管理・運用するシステムをいいます。
- (15) 「ecobuy 管理コンソール」
加盟店が ecobuy 参加にあたり必要な情報を登録し、又は取得するためのインターネットサイトをいいます。
- (16) 「ecobuy 情報ポータルサイト」
ecobuy に関連するあらゆる情報が掲載されている総合インターネットサイトをいいます。
- (17) 「取引データ」
ecobuy ポイントの進呈、に関するシステム処理のために必要となる、ポイント対象取引にかかる ecobuy 会員コード、対象商品購入履歴(レシート情報)、対象商品情報(消費/賞味期限)、実施日時、参加店舗名その他当社が別に定めるデータをいいます。
- (18) 「会員情報」

当社が、「ecobuy 会員規約」に基づき、自ら又は加盟店その他の第三者から取得する、会員に関する当社が別途定める情報をいいます。

(19)「ドコモグループ」

株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）並びにドコモの連結子会社及び持分法適用会社をいいます。

(20)「加盟店契約承諾書兼加盟条件書」

当社が申込者に対して承諾の通知を実施する際に交付する書類をいいます。

(21)「ecobuy アプリ」

ecobuy を提供するために、当社が管理・運用するアプリケーションをいいます。

(規約のあ)

第3条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が加盟店の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、「ecobuy 会員規約」を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の「ecobuy 会員規約」を当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知するものとします。

第2章 加盟店契約

(契約の申込)

第4条 ecobuy への加盟を希望する者は、本規約にご承諾いただいた上で、当社所定の加盟店契約申込書を当社に提出することにより、加盟を申し込むものとします。

(契約申込の承諾)

第5条 当社は、ecobuy への加盟の申込を受けた場合、別途当社の定める基準により審査のうえ、申込者に対し諾否を通知します。当社が申込者に対して加盟条件書による承諾の通知をおこなった時点で、本規約に基づく加盟店契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の審査により当社が申込みを拒否した場合でも、その理由を開示する義務を負わないものとし、これにより申込者に損害が発生した場合であっても、その責任を負わないものとします。

3. 当社は、第1項に定める諾否の通知とともに、当社所定の加盟店契約承諾書兼加盟条件書を加盟店に交付するものとします。加盟店は、加盟条件書に記載の事項が、加盟店契約の内容となることにあらかじめ同意するものとします。

4. サービス開始日は、加盟店の希望その他諸般の事情を考慮したうえで、当社が加盟店契約承諾書兼加盟条件書に定めます。

5. 加盟店は、自己が運営する店舗及びフランチャイジーの運営する店舗のうち、任意の店舗を参加店舗とすることができるものとします。

(届出)

第6条 加盟店は、ecobuy に加盟するにあたり、次の各号に定める事項を当社に届け出るものとします。

(1) 商号(屋号)、代表者名、所在地

(2) 管理責任者の氏名、連絡先及び電子メールアドレス

(3) 参加店舗名・参加店舗の所在地・電話番号・URL

(4) その他当社が指定する事項

2. 加盟店は、前項第 2 号に定める管理責任者を設置し、加盟店契約に基づく当社との連絡、調整、管理を行うものとします。

3. 加盟店は、第1項の届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、本規約に定める当社からの通知については、当社が届出を受けている商号、所在地、電話番号、メールアドレス等への通知をもってその通知を行ったものとみなします。

4. 前項の届出があったときは、当社は加盟店に対し、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

5. 加盟店は、参加店舗の追加・削除があった場合、当社に書面で届出たうえで、当社の承諾を得るものとします。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 加盟店は、本規約に基づき、当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、

承継させ、又は担保に供することはできません。

(契約上の地位の承継)

第8条 加盟店の合併又は会社分割等法定の原因に基づき加盟店の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、当社に対し、すみやかに、承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届出るものとします。

(電子メールによる通知)

第9条 当社は、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知を、ecobuy ポータルサイトへの掲載又は加盟店が予め当社に届出たメールアドレス宛に電子メール(以下「通知メール」といいます。)により通知するものとします。

2. 前項に基づき通知された通知メールは、当社の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
3. 当社から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに当社に連絡するものとします。

(有効期間)

第10条 加盟店契約の有効期間は、当社が加盟店契約承諾書兼加盟条件書で定めた期間とします。但し、当該期間満了日の6ヶ月前までに当社又は加盟店の一方から書面による契約終了の意思表示がない限り、更に3年間延長され、以後も同様とします。

(加盟店契約の解約)

第11条 加盟店は、加盟店契約の解約を希望する日の6ヶ月前までに書面で当社に対して通知することにより加盟店契約を解約できるものとします。

2. 当社は、加盟店契約の解約を希望する日の6ヶ月前までに書面で加盟店に対して通知することにより加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、加盟店契約に基づき生じた債権及び債務は、本規約の定めに従って、精算されるものとします。

(当社が行う加盟店契約の解除)

第12条 当社は、加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、又は第30条第1項各号の規定により当該加盟店に対するecobuyの提供が停止された場合において、30日程度の相当期間を定めて加盟店に対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. 当社は、加盟店が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後加盟店において違反を是正してもなお当該加盟店に対しecobuyを提供することが困難であるとき
 - (3) 第13条、第26条第5項、第7項、第28条、第36条に違反したとき
 - (4) 当社への届出内容が事実と反していることが判明したとき
 - (5) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (6) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき
 - (7) 加盟店又はフランチャイジーの営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - (8) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (9) その他ecobuyの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第1項又は前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、加盟店は、加盟店契約に基づき生じた当社に対する債務を当社が指定する期日までに履行するものとします。

第3章 ecobuy

(ポイント進呈)

第13条 加盟店は、次の各号の一に該当する場合、当社の承認に基づき「ecobuy 会員規約」に従い会員に対してecobuyポイントを進呈するものとします。但し、加盟店が確認を行わない場合には、申請から30日を経過し、当社が承認することにより、「ecobuy 会員規約」に従いecobuyポイントを進呈するものとします。

- (1) 参加店舗において進呈対象商品を購入した会員が ecobuy アプリにて申請行為を行い、加盟店が当該申請を確認したとき
 - (2) 加盟店が、参加店舗における会員による進呈対象商品の購入又は利用に応じて適当と判断したうえで当社に申請したとき
2. 加盟店は、進呈対象取引以外に ecobuy ポイントを進呈してはならないものとします。
 3. 進呈対象商品は、参加店舗における賞味期限、消費期限又は使用期限等の期限切れが近いと当社及び加盟店が合理的に判断する商品(但し、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券は除きます。)並びに当社が認めた商品及びサービスとします。
 4. 前項の規定にかかわらず、法令上又は加盟店が国、地方自治体若しくはこれに準じる機関からの要請により、ecobuy ポイントを進呈できない商品等は進呈対象商品に含まれないものとし、加盟店は、参加店舗の商品等が ecobuy ポイントを進呈できる商品等であるか否かにつき自己の責任で確認、判断するものとします。
 5. 前二項にかかわらず、当社は進呈対象商品をその判断により制限することが出来るものとし、この場合、当社は加盟店に対し、制限の対象となる商品等について通知するものとします。
 6. 進呈対象取引の決済手段は、現金、クレジットカード、電子マネー、デビットカード、クオカード、商品券その他当社が適当と認めるもの(以下「現金等」といいます。)に限るものとします。
 7. 会員に対する ecobuy ポイントの進呈率は、加盟店との相談の上決定するものとします。
 8. 加盟店は、本条に基づき会員に進呈する ecobuy ポイントは、当社と加盟店が共同して発行し、加盟店が提供主体となって会員に提供する景品であることを確認し、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等(加盟店の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約を含みます)に違反しない範囲で ecobuy ポイントを進呈するものとします。

(ポイントの修正)

第14条 加盟店は、会員が購入した商品を返品、キャンセル等したことその他の事由による ecobuy ポイントの修正に関して、ecobuy 運用マニュアルに基づき、加盟店が会員に進呈したポイント数を修正することができ、修正後速やかに当社に報告するものとします。

(不正申請等による修正処理)

第15条 会員が、ecobuy に関して不正に ecobuy ポイントを獲得した場合又はその疑いが生じた場合、当社及び加盟店は相互に協力して調査を行うものとします。

2. 当社及び加盟店は、第1項に定める調査の結果、ecobuy ポイントの不正獲得が行われたと判断した場合、当該獲得にかかる ecobuy ポイントを修正処理するものとします。

(当社からのデータ送信等)

第16条 当社は、ecobuy 会員規約に基づき、会員から ecobuy ポイントの申請がなされた場合には、当社が別途定めるところに従い、当該申請にかかる取引データを、加盟店に提供します。

2. 加盟店は、前項により提供を受けた情報を基に、当該申請が不正なものでないか確認する義務を負います。

(会員との取引)

第17条 進呈対象取引は、参加店舗と会員との間で行うものとし、当社は一切関与しないものとします。

2. 加盟店は、会員が進呈対象取引にかかる契約等を締結する能力及び権限を有することの確認は、参加店舗がその責任で実施することを確認します。

(差別的扱いの禁止)

第18条 加盟店は、ecobuy と同様又は類似のポイントサービスを参加店舗において会員に提供している場合、ecobuy を、当該ポイントサービスと同等以上に扱うものとします。

2. 加盟店は、参加店舗において前項のポイントサービスを提供している場合、会員が ecobuy と当該ポイントサービスを混同又は誤解をしないよう、十分な表示及び説明を行うものとします。

(告知、広告等)

第19条 当社は、当社が用意するインターネットサイト及び各種媒体において、その判断により ecobuy の告知を行うものとします。

2. 当社は、当社の運営するインターネットサイト又は当社が発行する広告物、カタログ・冊子等の媒体において、加盟店及び参加店舗の名称、ロゴその他の必要な情報を加盟店の許諾を得て表示し、以降は都度許諾を得ずに表示できるものとします。
3. 加盟店は、加盟店が運営、管理、用意するインターネットサイト、各種媒体、宣伝広告及び販売促進施策において、

加盟店の費用負担で ecobuy の告知を行うものとします。この場合、加盟店は当該告知における表示の内容、当社の商標、ロゴ等の使用方法等については、当社が別途提示する指針に従うものとし、当該指針に定める以外の方法での表示を希望する場合には、当社の事前の承諾を得るものとします。なお、当社は、加盟店が上記告知を行ううえで必要な情報を加盟店に提供する等、合理的な協力を行うものとします。

4. 当社及び加盟店は、第1項及び前項に定める方法以外の方法で ecobuy の告知を行う場合、当該告知の内容及び費用負担について協議のうえ決定するものとします。
5. 加盟店は、参加店舗の内外において、参加店舗が ecobuy 実施店舗であることを明示するため、当社作成の専用ポスター、ステッカー等のツールを、設置又は表示するものとします。なお、ツールの設置又は表示にかかる費用の負担については、当社及び加盟店は誠実に協議のうえ定めるものとします。
6. 当社及び加盟店は、本条に定める告知等を実施するため、必要な範囲で、相手方の商標、商号、ロゴ、サービス名、商品名等は無償で使用することができるものとします。但し、その商標等の使用方法について相手方から指定を受けた場合は、その指定の内容にしたがって使用するものとします。
7. 加盟店は、ecobuy の認知度向上、利用促進を目的とした告知を積極的に行うものとします。
8. 加盟店又はフランチャイジーが ecobuy に関するプロモーションツール等を作成する場合は、加盟店は、ツール等の内容、当社の商標、ロゴ等の使用方法等については、当社が別途提示する指針に従うものとし、当該指針に定める以外の方法での表示を希望する場合には、当社の事前の承諾を得るものとします。

(苦情対応等)

第20条 加盟店は、会員からの参加店舗での ecobuy の利用及び商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。

2. 前項にかかわらず、会員から ecobuy の制度に関する問い合わせ等、参加店舗での ecobuy の利用に関わらない問い合わせで、加盟店のみでの解決が困難な問い合わせについては、当社が対応するものとします。
3. 当社が会員から参加店舗での ecobuy の利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、加盟店は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
4. 加盟店は、参加店舗での ecobuy の利用及び商品等に関する苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
5. 加盟店は、当社が会員等から参加店舗での ecobuy の利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、当社が当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

第4章 費用及び精算等

(月額料金)

第21条 加盟店は、当社に対し、第6条に基づき届出た参加店舗数分の月額料金を支払うものとします。月額料金については、加盟条件書に定めるものとします。

(ポイント発行手数料等)

第22条 加盟店は、当社に対し、会員が進呈対象商品の購入をした場合に、加盟店が進呈した ecobuy ポイントについて、ポイントの発行負担金(以下「ポイント発行負担金」といいます。)及び発行手数料(以下「ポイント発行手数料」といいます。)として、加盟条件書に定める料金(以下総称して「ポイント発行手数料等」といいます。)を支払う義務を負うものとします。

2. ecobuy ポイントは、次の各号に定める事由に該当するときは、当然に失効します。その場合であっても、加盟店は失効した ecobuy ポイントにかかるポイント発行手数料等を第1項に基づき支払う義務を負うものとし、当社は支払済みのポイント料金について返還しないものとします。

(1) 会員が「ecobuy 会員規約」に定めに従いその資格を喪失したとき

(2) ecobuy ポイントの有効期間が経過したとき

(3) その他当社が「ecobuy 会員規約」に定める失効事由が生じたとき

3. 当社及び加盟店は、第1項に定める方法以外の方法で ecobuy ポイントについての発行負担金及び発行手数料の請求・支払いを行う場合、協議のうえ決定するものとします。

(ポイント修正に関する精算金)

第23条 当社は、第14条及び第15条に基づき加盟店がポイント進呈を修正した場合、当該修正により減算されたポイント数に応じたポイント発行負担金相当額(以下「進呈取消精算金」といいます。)を、加盟店に支払う義務を負い、精算は次条によるものとします(ただし、当該修正の対象となった ecobuy ポイントにかかるポイント発行負担金の支払いが未

了の場合であっても、当該ポイント発行負担金の支払い義務は当然には消滅せず、当該ポイント発行負担金及び進呈取消精算金の精算は次条によります。また、ポイント修正にかかる ecobuy ポイントが既に会員によって利用されていた場合には、当社は、進呈取消精算金を支払う義務を負いません。なお、いずれの場合であっても、当社は、ポイント発行手数料を返還する義務を負わないものとします。

(精算)

第24条 当社は、毎月、参加店舗において当該月に進呈された ecobuy ポイント数及び進呈が取り消されたポイント数から、ポイント発行手数料等及び進呈取消精算金の額を計算します。

2. 当社は、ポイント発行手数料等及び第 21 条に定める月額料金と進呈取消精算金を相殺し、残った金額を、翌月 15 日までに加盟店に請求します。
3. 加盟店は、前項の請求を受けた場合は、請求を受けた月の月末までにこれを支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用は加盟店の負担とします。
4. 当社は、ポイント発行手数料等及び第 21 条に定める月額料金と進呈取消精算金を比較し、進呈取消精算金の方が多額である場合には、これらに対当額で相殺し、進呈取消精算金からポイント発行手数料等及び第 21 条に定める月額料金の金額を控除した金額を、翌々月末日までに加盟店の指定する金融機関に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料その他支払いに要する費用は、当社の負担とします。

(計算)

第25条 加盟店は、加盟店契約に基づくポイント数の算定、一切の金額の算出につき、ecobuy システムにおける数値あるいは金額に基づき行うことに合意するものとします。ただし、当社が集計し提示した数値あるいは金額に疑義がある場合は、当社と加盟店による協議のうえ、誠意をもって原因究明及び解決にあたるものとし、その結果当社が集計し提示した数値に明らかな誤りがあったことが判明した場合には、当社及び加盟店は当該誤りにかかる金額を遡って精算するものとします。

2. 当社は、加盟店契約に基づく一切の金額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第5章 会員情報等の取扱い

(会員情報等の取扱い)

第26条 当社は、会員情報を加盟店に対し提供します。提供する情報の内容、提供時期、提供方法については、取引データの中から ecobuy の不正利用の防止のために加盟店に確認を求める情報については別途当社が定め、その他の会員情報については別途当社と加盟店にて協議のうえ定めるものとします。

2. 前項に基づき提供される会員情報は、個人が特定されない情報として、又は統計化された情報として提供します。
3. 会員情報の提供は原則として無償としますが、提供する情報の内容、形態等により、有償となる場合があります。この場合、その対価については別途当社と加盟店にて協議のうえ定めるものとします。
4. 加盟店は、会員情報及び加盟店取得会員情報(以下、総称して「会員情報等」といいます。)を当社が別途定める目的の範囲内で使用することができます。
5. 加盟店は、会員情報等を前項に定める目的の範囲を超えて使用し又は第三者への開示・提供をしてはならないものとします。
6. 加盟店は、加盟店契約終了後、当社が書面で承諾した場合を除き、直ちに会員情報等を廃棄しなければならず、以後会員情報等を利用することはできません。
7. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく、会員情報等を、自己が保有する個人情報と突き合わせ、関連させ、その他方法の如何を問わず、特定個人を識別する情報として用いてはならないものとします。
8. 加盟店は、個人情報の漏洩等が ecobuy の信用を毀損する等、その他 ecobuy 全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、会員情報等の適切な保存、管理及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任並びに従業員教育の実施等、会員情報等が外部に漏洩等しないよう必要な措置をとるものとします。加盟店より会員情報等が他に漏洩等した場合は、加盟店は、自らの故意又は過失により当社に生じた損害を賠償するものとします。

(個人情報の保護)

第27条 加盟店は、取引データ及び会員情報等が、その取得方法、提供方法、利用方法によっては「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます)に定める個人情報に該当することがあることを十分に認識し、個人情報保護法その他の法令及び関連するガイドライン等を遵守するものとします。

2. 当社及び加盟店は、当社が取得する取引データ及び会員情報を、会員の同意に基づき加盟店に対して提供することに合意し、個人情報保護法等に従い必要な措置をとることとします。

第6章 雑則

(禁止事項)

第28条 加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
 - (4) ドコモグループ又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - (5) ドコモのサービスの運営・維持を妨げる行為
 - (6) 虚偽のデータを送信する行為
 - (7) 他の加盟店の迷惑となる行為
 - (8) 加盟店自らが不正に ecobuy ポイントを取得する行為
 - (9) 当社が別途禁止行為として定める行為
2. 加盟店は、次の各号に定める商品等の取引を行わないものとします。
- (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 銃刀法・麻薬取締法・風営法・ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権などを侵害するもの
 - (4) その他、当社が不相当と判断したもの

(提供中止)

第29条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には ecobuy の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により ecobuy が提供できなくなったとき。
 - (2) ecobuy に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) ecobuy において使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、ecobuy の全部又は一部の提供を真にやむを得ず中断する必要があるとき。
2. 当社は、前項に基づき ecobuy の提供を中止されたことにより加盟店、フランチャイジー又は第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。
3. 当社は、第1項の規定により ecobuy の全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(ecobuy の停止)

第30条 当社は、加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は ecobuy の全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (2) 本規約の規定に違反したとき
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めたとき
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、加盟店に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。但し、この措置は、当社が前項の措置を取ること、又は第12条に基づき当社が加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. 当社は、第1項に基づき ecobuy の提供を停止した後、第1項各号に定める事由が解消したことを当社が認めた場合には、ecobuy を再開することができます。
4. 当社は、第1項に基づき ecobuy の提供を停止されたことにより加盟店、フランチャイジー、会員又は第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。
5. 当社は、第1項の規定により ecobuy の全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨を当社が適当と判断する方法で加盟店に通知又は周知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(ecobuy の廃止)

第31条 当社は、都合により、ecobuy の全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、ecobuy の全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。

2. 当社は、前項に基づき ecobuy を廃止されたことにより加盟店、フランチャイジー又は第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。
3. 当社は、第1項の規定により、ecobuy の全部又は一部を廃止するときは、加盟店に対し廃止する6ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

(加盟店契約終了時等の措置)

- 第32条 当社と加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は第 29 条に基づく提供中止若しくは第 30 条に基づく ecobuy の停止がなされた場合でも、当社は、終了、中止、停止の前に加盟店契約に基づき当社及び加盟店に発生した債権及び債務について、第 24 条および第 25 条に基づき精算するものとします。但し、第 12 条に基づき当社が加盟店契約を解除した場合における加盟店の債務の取り扱いについては、同条第3項の定めによるものとします。
2. 当社と加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は第 29 条に基づく提供中止若しくは第 30 条に基づく ecobuy の停止がなされた場合、加盟店は、自己の費用と責任により会員に対して ecobuy が利用できなくなることに必要な周知を行う義務を負うものとします。
 3. 当社と加盟店の間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第7条、第26条第7項、第27条、第 36 条、第37条並びに本項の規定は効力を有するものとします。

(第三者との紛争)

- 第33条 加盟店は、進呈対象取引における債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、当社と会員その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は自ら会員その他の第三者との紛争を解決することができるものとし、次項の定めにより、加盟店にその一切の損害及び費用(弁護士報酬を含みます。)を請求することができるものとします。
 3. 当社が会員その他の第三者との紛争により損害を被った場合は、加盟店はその一切の損害及び費用(弁護士報酬を含みます。)を賠償するものとします。

(損害賠償)

- 第34条 加盟店は、本規約の違反、その他 ecobuy の利用に関連して当社又は第三者に損害を及ぼした場合、当社又は第三者に対し損害を賠償するものとします。

(免責)

- 第35条 当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、ecobuy に関して加盟店に生じる損害についてその責任を負わないものとします。
2. 当社は、ecobuy の変更、ecobuy の全部又は一部の廃止、加盟店契約の解除等に伴い加盟店が設置した端末機器等その他について変更の必要が生じ、又は使用できなくなったために加盟店に生じる費用負担又は損害についてその責任を負わないものとします。

(秘密保持)

- 第36条 当社及び加盟店は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本規約に関連して相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの相手方の技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)を ecobuy の利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社又は加盟店が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
 3. 当社及び加盟店は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員(退職又は退任後も含みます。)又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

(秘密情報の保管及び複製等の禁止)

- 第37条 当社及び加盟店は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体(電磁的に記録されたものを含みます。)及びそれらの複製物(以下「秘密書類」といいます。)を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 当社及び加盟店は、事前に相手方の書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。

3. 当社及び加盟店は、加盟店契約が終了し、又は解除されたときは、すみやかに相手方の指示に従い、すべての秘密書類を相手方に返還し、又は破棄するものとします。

(フランチャイジーに対する責任)

第38条 加盟店は、フランチャイジーに対し、本規約における参加店舗に関する定めを遵守させるものとし、ecobuy の実施に関するフランチャイジーの行為について、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は、ecobuy の実施に関するフランチャイジーの行為は全て加盟店の行為とみなします。

(反社会的勢力の排除)

第39条 当社及び加盟店は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社又は加盟店は、相手方に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社又は加盟店は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、加盟店契約を解除することができるものとします。
 4. 当社又は加盟店は、前項に基づき、加盟店契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

(準拠法)

第40条 本規約に基づく契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(合意管轄)

第41条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(誠実協議)

第42条 当社及び加盟店は、本規約に定めのない事項及び本規約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則にのっとり、誠実に協議のうえ解決するものとします。

附則

(実施期日)

1 この利用規約は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 NTTドコモ(以下「NTTドコモ」といいます。)が次の表の左欄の利用規約(以下「旧利用規約」といいます。)の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この利用規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約(以下「新利用規約」といいます。)の規定によるものとします。

旧利用規約 (NTTドコモ)	新利用規約 (当社)
ecobuy 加盟店規約	ecobuy 加盟店規約

3 この利用規約実施前に、お客様が NTT ドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

以上